

平成 30 年 4 月 1 日

鶴川女子短期大学 GPA 制度に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、鶴川女子短期大学学則第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、教育課程におけるグレード・ポイント・アベレージ（履修科目の成績の平均値。以下「GPA」という。）制度による評価について必要な事項を定め、透明性のある成績評価を通じて、学生の能動的学習活動と教員のきめ細やかな履修指導を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(評価等)

第 2 条 学生が履修した授業科目の成績の評語を S、A、B、C、D で示す。及びグレード・ポイント（評価により与えられる数値を 4、3、2、1、0 で示す。以下「GP」という。）は、次のとおりとする。

評 語	G P
S・・・(Excellent 基準を大きく超えて優秀である)・・・	4
A・・・(Good 基準を超えて優秀である)・・・	3
B・・・(Satisfactory 望ましい基準に達している)・・・	2
C・・・(Pass 単位を認める最低限の基準には達している)・・・	1
D・・・(Fail 基準を下回る)・・・	0

(再履修)

第 3 条 前条第 1 項の規定により、D と評価された授業科目について、学生が再履修を希望した場合は、当該授業科目の再履修を認める場合がある。

(GPA の計算方法)

第 4 条 GPA は、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入するものとする。

$$GPA = (GP \times \text{単位数}) \text{ の総和} \div \text{履修登録単位数}$$

(対象外の科目等)

第 5 条 対象外の科目は次のとおりである。

- (1) 履修規程第 8 条第 3 項（資格・検定試験による単位認定）により判定する授業科目。
- (2) 学生が他大学等で履修した授業科目。
- (3) その他、学長が定める授業科目

(学修指導及び卒業判定)

第 6 条 本制度は個々の学生の学修指導及び卒業判定に役立てることを目的とし、GPA により学業成績優秀者の表彰や学内における各種奨学生の選考、また、一定ポイントに満

たない学生に対する成績注意等を行う。

- 2 前項の成績注意等は1年次終了時点での累積GPAポイントが1.00未満の者に行うものとする。また卒業判定では、履修規則第3条第1号卒業に必要な単位数の規定と合わせて、入学時からの通算GPA2.00以上を目安とする。卒業は、卒業判定会議、教授会を経て学長が認定する。

(成績分布状況の公表)

第7条 成績の公平性の確保と学生等への説明責任を果たす等の目的で、科目ごとに「S・A・B・C・D・E・F」の分布状況を、教員及び学生向けに公表する。

第8条 この規程の改廃は、理事長の同意を得て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

以上